

「川崎市古紙リサイクル業者一覧」 「古紙持ち込み拠点マップ」

に掲載を希望される方へ

古紙リサイクルを促進するため「川崎市古紙リサイクル業者一覧」へ登録をお願いします。
登録にあたっては、次のどちらかに該当する事業所であれば申込みが可能です。

- ① 古紙再生工場へ運ぶ収集運搬業者
- ② 排出事業者の自己搬入によって持ち込みが可能な回収拠点

掲載までの流れ

PDFの
ダウンロード

本 PDF の後ろに「掲載申込みのためのアンケート」（A4 3ページ分）がついています。ダウンロードしてください。

記入・郵送

記入、押印の上、下記連絡先に郵送してください。

内容確認

当課で内容を確認させていただきます。
また、必要に応じて現地確認を行う場合もあります。

掲載

掲載時に電話でお知らせします。

注意事項

- お答えいただいたアンケートの内容全てが反映されるわけではありません。
- 掲載後、変更や事業の廃止があった場合は電話等で速やかにご連絡下さい。



連絡先 川崎市環境局生活環境部減量推進課
電話：044-200-2568 FAX：044-200-3923
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

掲載申込みのための申込用紙

【 川崎市古紙リサイクル業者一覧用 】

事業者名 (例：(株)〇〇紙業)		社印 又は 代表者印	印
事業所名 (例：川崎事業所)			
事業所所在地			
御担当者氏名			
(排出者が問合せの際の) お問合せ電話番号	—	—	
ホームページURL			

「川崎市古紙リサイクル業者一覧」「古紙持ち込み拠点マップ」への掲載を希望される方は以下アンケートにご回答ください。

問1 貴社の古紙リサイクル業に関する事業形態についてお教えてください。(複数回答可) なお、問2以下ではそれに応じた問にご回答ください。

(A) 古紙類を収集運搬できる。

⇒ 問2 から 問8 にご回答下さい。

(B) 排出者が古紙類を直接持込める
事業所である。

⇒ 問9 から 問12 にご回答下さい。

(C) 上記いずれにも該当しない。

⇒ 申し訳ありませんが、申込みできません。

問2～問8は、

古紙類を収集運搬できる((A)にチェックをつけた)事業者様にご回答ください。

問2 収集可能な区はどこですか。(複数回答可)

川崎区

幸区

中原区

宮前区

高津区

多摩区

麻生区

問3 どれくらいの量（1回の収集あたりの量）から収集が可能ですか。

（ kg から）

問4 収集可能な古紙の種類はどれですか。（複数回答可）。また、その他収集可能な再生古紙区分がありましたら列挙してください。ただし、「燃えるごみ」は除きます。

- 新聞・雑誌 段ボール OA用紙 牛乳パック
 汚れていない雑紙 シュレッダーくず その他の機密文書

問5 問4で「シュレッダーくず」または「その他機密文書」にチェックをつけた方にお尋ねします。処理状況を目視またはモニター等で立会確認できるようになっていますか。

- はい いいえ

問6 参考資料に示すよくある禁忌品（オフィス系古紙によく含まれている禁忌品3品目＋公益財団法人古紙再生促進センターが挙げている禁忌品23品目）以外に、含まれていた場合資源化を妨げるものはありますか。ある場合は列挙願います。

- はい（）
 いいえ

問7 また、参考資料に示すよくある禁忌品の中で、含まれていても再資源化が可能なものはありますか。ある場合は列挙願います。

- はい（）
 いいえ

問8 臨時収集は可能ですか。

※ここでいう臨時収集とは、週や月単位での定期的な収集以外の単発または不定期的な対応が可能かという意味とします。

はい

いいえ

問9～問11は、排出者が古紙を直接
持込み可能な事業所である（(B) にチェックをつけた）事業者様にご回答ください。

問9 持込みの場合、処理費用徴収の有無等についてお教えてください。（複数回答可）

処理費用徴収による引取り

無償による引取り

買取り

問10 持込みの場合、電話による事前連絡（時間の調整等）が必要ですか。

はい

いいえ

問11 今後、古紙の持込みが可能な事業所について、市のホームページ等による優先的な広報が可能な「エコショップ」制度に登録できるよう、制度の内容を検討していますが、そういった制度に興味はありますか。

はい

いいえ

アンケートは以上です。押印確認の上、記入したアンケート（A4 3ページ分）をご郵送ください。

郵送先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局生活環境部減量推進課